

国自貨第 2 5 2 号の 2
令和 7 年 8 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一 殿

国土交通省物流・自動車局長
石 原 大
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別 添

国 自 貨 第 2 5 2 号
令 和 7 年 8 月 1 日

各 地 方 運 輸 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

） 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部改正について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」（平成15年2月14日付け国自貨第78号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和7年8月1日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日付け国自貨第78号）

新	旧
国 自 貨 第 7 8 号 平成15年2月14日 平成25年10月9日 令和 元年8月 1日 <u>一部改正 令和 7年8月 1日</u> 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 <u>物 流 ・ 自 動 車 局 長</u> 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針について （略） 別 紙 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針について 1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。 2 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 3～5ヶ月	国 自 貨 第 7 8 号 平成15年2月14日 平成25年10月9日 令和 元年8月 1日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 <u>自 動 車 交 通 局 長</u> 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針について （略） 別 紙 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針について 1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。 2 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 3～5ヶ月

- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
(大臣権限に係るもの) 5～6ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 4～6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長又は運輸監理部長(以下「運輸支局長等」という。)権限に係るもの) 1～3ヶ月
(その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの) 2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1～3ヶ月
- (12) 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
1～3ヶ月
- (13) 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
1～3ヶ月
- (14) 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
1～3ヶ月
- (15) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5～10日
- (16) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると

- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
(大臣権限に係るもの) 5～6ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 4～6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長又は運輸監理部長(以下「運輸支局長等」という。)権限に係るもの) 1～3ヶ月
(その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの) 2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1～3ヶ月
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5～10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると

解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等